

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

1 使用目的

「更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書」は、更正の請求に対して調査した結果、その更正をすべき理由がないと認めた場合、更正の請求が請求期限経過後に提出されたもの又は請求事項が不適法なものである場合に、請求法人に対してその旨を通知するときに使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	提出された更正の請求書に基づき、提出年月日及び請求対象(連結)事業年度、請求対象課税事業年度又は請求対象課税期間を記入する。 当該請求書が、法人税のみのものである場合は、「課税事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消し、請求対象事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 当該請求書が、地方法人税又は防衛特別法人税のみのものである場合は「(連結)事業年度」及び「課税期間」の文字を抹消する。 当該請求書が、法人税及び地方法人税又は防衛特別法人税のみのものである場合は、「課税期間」の文字を抹消し、請求事業年度が連結事業年度に該当しない場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の文字を抹消する。 当該請求書が、消費税及び地方消費税のみのものである場合は「(連結)事業年度」及び「課税事業年度」の文字を抹消する。
理 由	更正の請求に対して更正をすべき理由がないとした理由を具体的に記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合は、通知書等に、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。